

○健康都市に関する懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 すべての市民がいつまでも健康で、安心して生活ができる健康都市を目指して実施する施策を推進することを目的として、健康都市に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 健康都市に係る施策の推進に関すること。
- (2) 健康増進活動についての情報交換に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民団体等から推薦を受けた者
 - (3) 市民から公募した者
- 2 懇談会は、構成員の中から、座長を依頼する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を代理する。
- 4 懇談会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、市長公室秘書課健康都市推進室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、懇談会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。